

千葉県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、千葉県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 6 条の規定により、介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る事務処理等について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象

要綱第 2 条に規定する補助対象については、以下のとおりとする。

(1) 介護ソフト

補助対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの、

- ・転記不要とするための改修
- ・ケアプラン標準仕様や、令和 3 年 1 0 月 2 0 日付事務連絡「科学的介護情報システム（L I F E）と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様について（その 3）」に対応するための改修
- ・複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫とする（転記等の業務が発生しなくなる）ための改修

に要する費用についても対象経費として差し支え無い。

タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

(2) 情報端末

タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

3 補助対象事業者及び経費等

要綱第 4 条に規定する補助対象事業者及び経費等については、以下のとおりとする。

- (1) 毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費（当該年度の 3 月末までに係る経費）のみが対象となる。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。

- (2) 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も参入して差し支えない。
- (3) 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。
- (4) 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。

4 ICT導入計画

要綱第7条に規定するICT導入計画については以下のとおりとする。

- (1) ICT導入を行う事業者は、①導入する意義・目的、②導入する機器等、③期待される効果、④LIFEの利用申請の有無、⑤データ連携の有無（有（予定を含む）の場合は、具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法、文書量を半減させる計画の有無等）、を盛り込んだICT導入計画を作成するものとする。
- (2) 当該計画の作成に当たっては、要綱第3条（3）に示したガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましい。
- (3) 導入計画の具体例や様式例については、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2」に示すので、参考にされたい。

5 補助金交付申請書の添付書類等

要綱第8条に規定する補助金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) ICT導入計画書
- (3) 誓約書及び役員等名簿
- (4) 法人の登記事項証明書又はその写し
- (5) 導入するICTのカタログ等
- (6) 見積書の写し（本体価格と消費税額が区分されているもの）

- (7) 介護保険法に基づく介護サービス事業所又は施設として指定又は許可を受けたことを証する書類（有効期限内のもの）
- (8) 申請月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

6 交付の条件に関する事項

要綱第9条第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の交付決定額の20%を超える増減につながる事業費等の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 交付決定時に指定されたICTの変更
- (4) その他事業内容に重要な影響を与える変更

7 補助金実績報告書の添付書類等

要綱第11条に規定する補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書
- (2) ICT使用状況報告書
- (3) 補助事業に係る契約書の写し又は契約の有無が確認できる書類（発注書）などの写し
- (4) 補助事業に係る領収書の写し又は領収が確認できる振込書類の写し
- (5) 導入した機器の写真（機器に個別に振られた番号等が明瞭に写っていること）

※（3）及び（4）については、法人代表者による原本証明を付し、法人代表者印を押印すること

（記入例）

原本と相違ないことを証します。

令和〇年〇月〇〇日

社会福祉法人 ●●●

理事長 ●● ●● 印

8 導入効果の報告等

要綱第12条に規定する導入効果の報告等は、導入年度及び導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別

途、通知する。

9 その他

- (1) 交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したものは補助対象としない。
- (2) 当該年度中に I C T の導入及び支払が完了しなかったものは補助対象としない。
- (3) 県の予算額を超える応募があった場合には、公平性や補助効果を勘案して、予算額の範囲内で補助対象事業者を決定するほか、補助台数及び補助額を調整することがある。
- (4) 県に提出された I C T 導入計画及び I C T 使用状況報告書については、他事業者の参考として県のホームページ等で公開する場合がある。
- (5) 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- (6) 経済産業省が実施している「I T 導入補助金」等、他の補助金等による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象外とする。また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならない。
- (7) 本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が要綱別表中「補助金交付額」に定める基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。
- (8) 本事業の補助対象となる I C T 機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。一方、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。

附則

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

この要領は、令和3年11月4日から施行する。

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

この要領は、令和5年6月7日から施行する。